

**飼養保管施設及び施設外実験室の設置並びに利用状況の報告，
記載事項の変更又は廃止に関わる様式等の記入要領**

金沢大学動物実験委員会 平成 19 年 3 月 23 日

平成 21 年 3 月 18 日改定

平成 21 年 8 月 4 日改定

平成 22 年 2 月 25 日改定

平成 22 年 8 月 9 日改定

平成 23 年 8 月 25 日改定

平成 26 年 7 月 29 日改定

飼養保管施設の設置（様式 8）

1. **申請・届出の別** 標題の申請・届出の別を○で囲む（実験動物=申請，魚類・両生類のみ=届出）。
2. **飼養施設の名称** 場所や所属（部局共用か研究室専用か）がある程度判別できる平易な表現とする。（例：農学研究科動物室…研究科共用，農業生物学動物室…研究室専用）
3. **設置場所** 管理事務上の棟名，階，室番号，室名（○○研究科 2 号館 3 階 305 号，○○演習室）
4. **利用形態** 利用対象の研究室専用，部局共用，その他（専攻内共用，2 研究室の共用等）の別
5. **管理者** 実験動物および施設の管理に責任を持つものであり，部局長，系長等をいい，小講座・分野等の主任は含まない（役職=○○研究域長，○○系長等）。
6. **実験動物管理者** 管理者が指名した実験動物の専門家あるいは十分な経験を有する者で，実質的な現場管理責任者であり，委員会との連絡の窓口となる。定員内教職員を原則とする。氏名，所属部署，職名，飼養経験年数，並びに最も連絡のとりやすい電子メールアドレスと電話番号を記入する。ただし，電子メールは学内サーバのものを指定すること。通常の連絡は全て電子メールを使用する。
魚類両生類のみを使用する施設（届出）の場合は，実験動物管理者を配置する必要はないが，現場の管理担当者について記入する。
7. **飼養保管動物** 飼育する動物種（マウス，ラット，ウサギ，ニワトリ，カエル，メダカ等）を全て列挙し，動物種毎の収容数（最大ケージ数・匹数）を記入。
※記載のない動物を用いた動物実験計画は審査の対象とならないので注意すること。
8. **温・湿度制御の方法** 冷暖房機器の種類，室温・湿度調節の方法と範囲，加湿器・除湿器の使用等（例えば通年 $24 \pm 4^{\circ}\text{C}$ / 夏期最高 28°C 冬期最低 20°C 等）を，季節により変わる場合はその期間等を含めて記載。
9. **照明・換気方法** 自然光・照明器具（窓，遮光の有無）の別，タイマー制御による照明制御の有無，換気の方法を記入。
10. **環境制御その他，逸走防止対策，環境保全対策** 脱臭，導入外気の濾過，専用上履きの使用，導入動物の微生物学的品質制限（未検疫動物は入れない等），逸走防止対策，飼育室の物理的・化学的・生物学的環境制御，並びに悪臭・騒音・動物残渣等による周辺環境への悪影響防止のための措置について記入。
なお，欄が不足する場合は概要のみ記載し，標準業務手順書（マニュアル）に詳述しても良い。
11. **飼育設備・器材の概要** 飼育装置や，飼育ケージの材質と構造，大きさ，床敷・網底等の別，給餌給水方式等について記入。（例：ラミナフローラックを設置し，市販のアルミ製 5 匹用網蓋付きケージに木製床敷を入れ，

給水瓶による自由給水と自由給餌を行う。)

- 12. 施設の見取り図** 部屋の構造と設備（衛生設備を含む）、飼育棚等の位置、部屋の寸法、気積の概算値（部屋の容積から設備の占める部分を除く）、飼育する動物の種類やケージ数が分かるように記入するとともに、特別な管理を要する実験（遺伝子組換え実験、感染実験、危険物質取扱、その他）の有無にマークし、該当する場合は安全対策等について補足説明を図中に追記する。

飼養保管施設外実験室の設置（様式10） 以下は、様式8の記入要領と異なる項目の説明。

- 1. 実験室責任者** 実験室の実際上の運営責任者について記入する。委員会との連絡の窓口となる。
- 2. 使用する実験動物** 持ち込む実験動物の動物種をすべて記入する。魚類両生類は対象外。
- 3. 逸走防止対策** 逸走防止のための構造（前室、表面が平滑で高さ45cm以上のネズミ返し、窓・換気口・排水口の封鎖等）や運用上の注意事項（ドアを閉め、窓を開けない等）等、動物種に応じた動物の逸走防止対策を記入する。なお、逸走防止対策について不明な点がある場合は、逸走防止対策を施す前に、研究推進課総務係へ予め問い合わせること。
- 4. 周辺環境への悪影響の防止対策** 使用する動物種に応じた周辺環境への臭気、騒音、動物残渣に起因する汚染等の防止のための措置（動物残渣の保管庫の設置、動物残渣の処理方法、運用上の注意事項等）を記入。
- 5. 環境制御の方法** 室温維持のための設備や運用方法等、一時保管中の動物の健康の維持のためにとられる措置について記入。
- 6. 写真の提出について** 申請書を各地区事務部総務係に提出後、実験室を写した下記要件を満たす写真を、研究推進課総務係（risomu@adm.kanazawa-u.ac.jp）まで電子メールにて提出すること。なお、写真については各地区事務部を通す必要はないが、写真の容量が大きい（5MBを超える）場合は、総合メディア基盤センターのファイル送信サービスを利用すること。

写真の要件は実験室が動物実験に適するように整理整頓されていることを示す全景、並びに逸走防止対策が分かるものとする。逸走防止対策とは、例えば以下のようなもの。

- ・ 出入口にネズミ返し固定されていて、ネズミ返しの周囲に動物が登れる物品が置かれていないこと
- ・ 給排気口や排水口、窓の封鎖（網掛け含む）
- ・ その他、遺伝子組換え動物の逸走防止対策に準じた措置

なお、遺伝子組換え動物を取り扱う場合は、関係法令等に定められた表示（実験室出入口等）の写真についても添付すること。

標準業務手順書 動物実験等に関わる飼養保管施設及び実験室の設置と運用に関する細則 第5条を参照のこと。動物の微生物学的品質管理、利用者・動物等の他施設や施設外実験室間の動線、自家繁殖の可否等、感染事故防止対策については特に厳重を期すこと（詳細は、平成21年1月16日付通知「飼養保管施設等の適正な管理・運用について」を参照）。用紙は、A4版を使用し、様式8の提出書類に添付する。

飼養保管施設利用状況の報告（様式9） 学内で行われる動物実験の実態を把握するための基礎資料となるもので、管理者に対して利用状況・動物受入れ状況等の記録の調査を行う。また、受入れ動物の衛生記録や施設の管理記録は、施設の適正利用をはかり、感染事故等の不測の事態を防止するためにも非常に重要である。報告書の調査期間は4月1日から翌3月31日迄で、提出締め切りは、毎年4月末日。

1. **管理者および実験動物管理者** 報告書は必ず実験動物管理者が作成し、管理者の確認を得た後に提出すること。
2. **連絡欄** 実験動物管理者の交替、連絡先の変更などの事務的な連絡事項があればここに記載すること。なお、マニュアルを改訂した場合は、その概要をここに記載して本報告書に添付すること。施設設備の造作や配置変更、施設の廃止については、様式 16 により届け出ること。
3. **施設利用登録者数** 報告年度中の登録利用者の実人数を身分別に記入（該当しない欄は 0 とする）。
4. **年間導入匹数** 報告年度中に施設に受け入れた動物数あるいは自家繁殖により生産した動物数を記入（該当のない欄は 0 とする）。学内他施設からの受け入れは「その他」に分類し、受入元施設名を記入すること。
5. **報告期間最終日の総飼養匹数** 報告期間最終日（通常は 3 月末日）における、総飼養匹数を記入する。マウス及びラットについて遺伝子改変動物が含まれる場合は、その匹数を内数にて括弧書きすること。
6. **動物導入時の微生物学的品質記録の概要** 受入動物の微生物学的品質や検疫結果の概要を記入する。
7. **微生物モニタリング結果の概要** 定期又は不定期に微生物モニタリングを行っている場合は、その結果の概要を記載する。
8. **特筆すべき事項** 管理上の問題のあった事例などは、問題への対処の概要を含めて記入する。
9. **その他の管理記録** 入退室記録の集計や飼育数等の飼育管理状況など、マニュアルで記録することを定めた管理記録の概要を記入。

記載事項の変更および施設等の廃止（様式 16） 動物実験等に関わる飼養保管施設及び実験室の設置と運用に関する細則第 7 条第 7 項に関わる変更等が生じたとき、施設等を廃止したときは、様式 16 により遅滞なく届け出ること。但し、変更等の内容によっては、再審査となる場合がある。

1. **施設等の名称及び許可番号** 承認された施設等の名称及び承認番号を記入する。
2. **利用形態及び管理者並びに実験動物管理者（実験室責任者）** 申請書に準じ、変更がある場合は変更後の状況で記入する。
3. **届出の概要** 変更・廃止の別を選択し、変更事項の概略を記入する。施設等を廃止したときは本欄に廃止するに至った事由を記載するとともに、飼養保管施設の廃止にあつては、飼養保管施設利用状況報告書を併せて提出すること。
4. **変更事項** 再確認のため特殊実験の有無を選択し、変更の具体的内容を記述する。施設・設備に改修や配置の変更等を加えた場合は、見取り図に図示すること。また、マニュアルを改訂した場合は、本欄に改訂の要点を記載すると共に本様式提出時にマニュアルを添付すること。なお、飼養保管施設についての施設・設備の改修や配置変更を伴わない事務的連絡は、飼養保管施設利用状況報告書の連絡欄により届け出ることができる。